

射水市建設工事施行に関する工事監督要領細則

(目的)

第1条 この要領細則は、射水市建設工事施行に関する工事監督要領(平成17年射水市告示第43号。以下、「要領」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(監督員段階確認及び検査員検査事項)

第2条 要領第4条の監督員段階確認及び検査員検査事項は別紙のとおりとする。

(「施工プロセス」のチェックリスト)

第3条 要領第5条の「施工プロセス」のチェックリストは様式第1号のとおりとする。

附 則

この要領細則は、令和8年10月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

第 1 回			課長	課長補佐	係長	合 議	主務	第 2 回			課長	課長補佐	係長	合 議	主務
年	月	日						年	月	日					
第 3 回			課長	課長補佐	係長	合 議	主務	第 4 回			課長	課長補佐	係長	合 議	主務
年	月	日						年	月	日					
第 5 回			課長	課長補佐	係長	合 議	主務	第 6 回			課長	課長補佐	係長	合 議	主務
年	月	日						年	月	日					

「 施 工 プ ロ セ ス 」 の チ ェ ッ ク リ ス ト

工 事 名		工 期		施 工 業 者		所 属		監 督 員 名		
		当初	年 月 日 から						当初	
		年 月 日 まで								
		変更	年 月 日 まで							
「施工プロセス」チェックリストには、共通仕様書、約款、建設業法、労働安全衛生法等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に実施されているかを監督員が確認する。										
用語の定義		契約後：当初契約後		変更後：工期内に行う契約変更後		完成時：工事完成時		着手前：工事着手前		
		検査時：完成検査		当初：当初施工計画書		変更時：技術者変更時、施工計画書変更時				

考 査 項 目	種 別	確 認 項 目	チェックリスト一覧表	チ ェ ッ ク リ ス ト								備 考 (指示事項及びその是正状況等)
				着 手 前	施 工 中				完 成 時			
1 施 工 体 制 一 般	I 施 工 体 制 一 般	○契約工程表	01・契約締結の14日以内（休日を含む）に契約工程表が提出された。	／ □ 契約後	／	／	／	／	／	／	／	
		○工事カルテ	02・工事カルテの申請登録は、監督員の確認を受けた上で契約締結後10日以内（休日を除く）に行われている。（請負額500万円以上対象工事）	／ □ 契約後	／	／	／	／	／	／	／	
	○建設業退職金共済制度等	06・掛金収納書（発注者用）が契約締結後1ヶ月以内（電子申請方式の場合は40日以内）（休日を含む）に提出された。	／ □ 契約後	／	／	／	／	／	／	／	／	
		07・「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識が現場に掲示されている。	／ □ 施工時	／	／	／	／	／	／	／	／	
		08・労災保険関係の項目が現場の見やすい場所に掲示されている。	／ □ 施工時	／	／	／	／	／	／	／	／	
		09・建設業退職金共済証紙の配布が受け払い簿（電子申請方式の場合は掛金充当書）等により適切に管理されている。	／ □ 施工時	／	／	／	／	／	／	／	／	
	○施工体制台帳	10・施工体制台帳を現場に備え付け、かつ同一のものを提出した。	／ □ 当初	／	／	／	／	／	／	／	／	
		11・施工体制台帳に下請負契約書（写）及び再下請負通知書が添付されている。	／ □ 当初	／	／	／	／	／	／	／	／	
		12・施工体制台帳に、下請との権限及び意見について申出方法等が記載されている。	／ □ 当初	／	／	／	／	／	／	／	／	
		○施工体系図	13・施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。	／ □ 当初	／	／	／	／	／	／	／	／
	○建設業許可標識	14・施工体系図に記載のない業者が作業していない。	／ □ 施工時	／	／	／	／	／	／	／	／	
		15・施工体系図に記載されている主任技術者及び施工計画書に記載されている技術者が本人である。	／ □ 当初	／	／	／	／	／	／	／	／	
		16・元請負人が下請の施工体制、施工状況を把握し、部下等と共に指導している。	／ □ 当初	／	／	／	／	／	／	／	／	
		17・建設業の許可を受けたことを示す標識が公衆の見やすい場所に掲示されている。	／ □ 施工時	／	／	／	／	／	／	／	／	

チェック欄には、書類・写真等での確認もしくは現場確認により、その内容が適切であれば□欄に「レ」を記入する。適切でなければ、備考欄に指示事項又は正内容を記入する。

考 査 項 目	種 別	確 認 項 目	チ ェ ッ ク リ ス ト ー 覧 表	チ ェ ッ ク 欄								備 考 (指示事項及びその是正状況等)
				着 手 前	施 工 中				完 成 時			
1 施 工 体 制	Ⅱ 配 置 技 術 者 ／ 現 場 代 理 人 ・ 監 理 ・ 主 任 技 術 者	○現場代理人	18・現場代理人は現場に常駐し、工事全体の把握ができています。	☐	☐	☐	☐					
			施工時	施工時	施工時	施工時						
			19・現場代理人は監督員との連絡調整を書面で行っている。	☐	☐	☐	☐					
			施工時	施工時	施工時	施工時						
		○専門技術者	20・専門技術者を配置している。	☐	☐	☐	☐					
			当初	施工時	施工時	施工時	施工時					
		○作業主任者	21・作業主任者を選任し、配置している。	☐	☐	☐	☐					
			当初	施工時	施工時	施工時	施工時					
		○潜水作業従事者	22・潜水作業従事者を適正に配置している。（港湾工事）	☐	☐	☐	☐					
			当初	施工時	施工時	施工時	施工時					
		○海上起重作業船団長	23・海上起重作業船団長を適正に配置している。（港湾工事）	☐	☐	☐	☐					
			当初	施工時	施工時	施工時	施工時					
		○監理技術者（専任特例2号の監理技術者を置く場合は、監理技術者補佐）又は主任技術者の専任制	24・JCIS又はCORINSで資格者証情報を確認した。※JCIS又はCORINSにて確認できない場合は資格者証等の写しにて内容を確認した。	☐								
			着手前									
			25・届に記載された監理技術者（主任技術者）等と施工体制台帳に記載された監理技術者（主任技術者）等が同一であった。（※1）	☐								
			着手前									
(※1)専任特例2号の監理技術者を置く場合は、監理技術者補佐についても確認する。	26・現場に常駐していた。（専任を要する場合）	☐										
	施工時	施工時	施工時	施工時								
	27・施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に関わっていた。	☐										
	施工時	施工時	施工時	施工時								
28・施工に先立ち、創意工夫、又は提案をもって工事を進めている。	☐											
	施工時	施工時	施工時	施工時								
○下請者の把握	30・下請負者が市の工事指名競争参加資格者である場合には、指名停止期間中でない。	☐										
	施工時	施工時	施工時	施工時								
2 施 工 状 況	Ⅰ 施 工 管 理	○設計図書 の 照 査 等	31・約款第18条第1項第1号から第5号に基づく設計図書の照査を行い、施工がなされている。	☐	☐	☐	☐					
			着手前	施工時	施工時	施工時	施工時					
			32・現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出した。	☐	☐	☐	☐					
			着手前	施工時	施工時	施工時	施工時					
		○施工計画書	33・施工（変更を含む）に先立ち、提出し、所定の項目が記載されている。	☐					☐	☐		
			着手前						変更時	変更時		
			34・記載内容（作業手順等）と現場施工方法が一致している。	☐								
			施工時	施工時	施工時	施工時						
		35・記載内容（作業手順等）と現場施工体制が一致している。	☐									
			施工時	施工時	施工時	施工時						
		36・記載内容が、設計図書の内容及び現場条件を反映している。	☐						☐	☐		
			着手前						変更時	変更時		
		○施工管理・工事材料管理	37・工事材料等の使用及び調達計画が十分になされ、管理されている。	☐								
			施工時	施工時	施工時	施工時						
		・出来形、品質管理	38・品質確保のための対策が見られる。	☐								
			施工時	施工時	施工時	施工時						
39・日常の出来形、品質管理が適時、的確に行われている。	☐											
	施工時	施工時	施工時	施工時								
・現場環境改善	40・現場で施工計画書に記載されている現場環境改善の実施内容を行っている。	☐										
	施工時	施工時	施工時	施工時								

チェック欄には、書類・写真等での確認もしくは現場確認により、その内容が適切であれば□欄に「レ」を記入する。適切でなければ、備考欄に指示事項又は正内容を記入する。

考 査 項 目	種 別	確 認 項 目	チ ェ ッ ク リ ス ト 一 覧 表	チ ェ ッ ク 欄								備 考 (指示事項及びその是正状況等)
				着 手 前	施 工 中				完 成 時			
2 施 工 状 況	Ⅰ 施 工 管 理	○中間検査及び段階確認の調整	41. 中間検査等の手続きが事前になされている。	☐	☐	☐	☐					
			施工時	施工時	施工時	施工時						
			42・中間検査、段階確認の時期が適切である。	☐	☐	☐	☐					
				施工時	施工時	施工時	施工時					
		○工事の着手	43・工事着手を確認した（特記仕様書に工事に着手すべき期日について定めがある場合は、その期日までに工事着手したことを確認した）。	☐	☐	☐	☐					
				施工時	施工時	施工時	施工時					
	○建設副産物及び建設廃棄物	45・受注者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されていることを確認し提示した。	☐	☐	☐	☐						
			施工時	施工時	施工時	施工時						
		46・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。	☐	☐	☐	☐						
			着手前	施工時	施工時	施工時	施工時					
		46・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書が公衆の見やすい場所に掲示されている。	☐	☐	☐	☐						
			施工時	施工時	施工時	施工時						
	○指定建設機械の確認	47・工事全体で、使用機械・車両等で低騒音、排ガス対策機械を使用している。	☐	☐	☐	☐						
			施工時	施工時	施工時	施工時						
	Ⅱ 工 程 管 理	○工程管理	48・工程のフォローアップ等を実施し、工程の管理を行っている。	☐	☐	☐	☐					
			施工時	施工時	施工時	施工時						
49・現場設計内容の変更への対応が積極的に処理が早く、また、地元調整を積極的に行い円滑な工事進捗を行った。			☐	☐	☐	☐						
		50・現場の休日の確保及び週休2日を達成した記録が整理されている。	☐	☐	☐	☐						
			施工時	施工時	施工時	施工時						
Ⅲ 安 全 活 動		○安全活動	51・災害防止（工事安全）協議会等を設置し、1回／月以上活動した記録が整備されている。（同一現場で複数の業者が作業する場合に設置される）	☐	☐	☐	☐					
	施工時		施工時	施工時	施工時							
	52・店社パトロールを1回／月実施し、記録が整備されている。		☐	☐	☐	☐						
	施工時		施工時	施工時	施工時							
	53・安全教育・訓練等を4時間／月以上適時、的確に実施した記録が整備されている。		☐	☐	☐	☐						
	施工時		施工時	施工時	施工時							
	54・安全パトロール、巡視、安全ミーティング（KYK）等を実施し、記録が整備されている。		☐	☐	☐	☐						
	施工時		施工時	施工時	施工時							
	55・新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が十分反映され、記録が整備されている。		☐	☐	☐	☐						
	施工時		施工時	施工時	施工時							
	56・過積載防止に積極的に取り組んでいる。		☐	☐	☐	☐						
	施工時		施工時	施工時	施工時							
	57・使用機械（港湾工事の場合は使用船舶）、車両等の点検整備等がなされ、管理されている。		☐	☐	☐	☐						
	施工時		施工時	施工時	施工時							
58・重機操作に際して、誘導員配置や重機と人との行動範囲の分離措置等がなされている。	☐	☐	☐	☐								
施工時	施工時	施工時	施工時									
59・山留め、仮締切等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。	☐	☐	☐	☐								
施工時	施工時	施工時	施工時									
60・足場や支保工について、組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。	☐	☐	☐	☐								
施工時	施工時	施工時	施工時									
61・工事現場内・資機材置場・危険物置場の整理整頓がなされている。	☐	☐	☐	☐								
施工時	施工時	施工時	施工時									
○安全パトロールの指摘事項の処理	62・各種安全パトロールでの指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告している。	☐	☐	☐	☐							
		施工時	施工時	施工時	施工時							

チェック欄には、書類・写真等での確認もしくは現場確認により、その内容が適切であれば口欄に「レ」を記入する。適切でなければ、備考欄に指示事項や是正内容を記入する。

考 査 項 目	種 別	確 認 項 目	チ ェ ッ ク リ ス ト ー 覧 表	チ ェ ッ ク 欄								備 考 (指示事項及びその是正状況等)			
				着 手 前	施 工 中				完 成 時						
2 施 工 状 況	IV 対 外 関 係	○関係機関等	63・工事施工にあたり、関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整を行い、トラブルの発生がない。	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □				
													施工時	施工時	施工時
					64・工事施工にあたり、地権者等との折衝及び調整を行った。また、地区住民等からの苦情等に対する的確に対応した。	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	
					65・関連工事との調整を行い、関連工事を含む工事全体の円滑な進捗に寄与している。	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	

チェック欄には、書類・写真等での確認もしくは現場確認により、その内容が適切であれば口欄に「レ」を記入する。適切でなければ、備考欄に指示事項や是正内容を記入する。

(別紙)

監督員段階確認及び検査員検査事項

(土木工事編)

総括事項	業 務 項 目	段 階 確 認		中 間 検 査
		受注者の責任において 行う写真及び報告書等	監督員 確 認	検査員
	・ 施工計画書の内容の確認		○	
	・ 施工計画書と現場との対比確認		○	
	・ 現場発生品の処理状況の確認	○	◎	
	・ 材料の品質確認(ミルシート等)	○	◎ ●	
	・ 極めて重要な工事材料の確認又は検査 (※1)		□	○
	・ 不可視部の確認	□	○	
	・ 重要な不可視部の確認又は検査		○	◎ ●
	・ 指定仮設の確認又は検査		○	◎
	・ 丁張、基準となる仮設及び標識等の点検確認	○		
	・ 法線及び構造物等の設置位置の確認	○	◎	

(※1：既製品以外の工事材料等は工場検査)

注意事項：

- 本表の構成は、総括事項、一般施工、各施工の順となっている。
各工種に共通する事項については、総括事項及び一般施工で一括掲載しているので、必ず参照の上、実施するものとする。
- 監督員：確 認 立会いによる確認
検査員：中間検査 事業主管課長が命じた検査員による中間検査
○ ： 基本 ● ： 低入札の場合
◎ ： 重要、大規模 □ ： 技術的に軽易
- 段階確認の「受注者の責任において行う写真及び報告等」が基本であっても、必要に応じて監督員の立会いによる確認を実施するものとする。ただし、低入札案件については●の項目について、1回以上、段階確認及び中間検査を実施するものとする。

監督員段階確認及び検査員検査事項

(土木工事編)

一般施工	業 務 項 目	段 階 確 認		中 間 検 査
		受注者の責任において行う写真及び報告書等	監督員確認	検査員
作業土工	・床掘りの基準高等の確認	○	◎ ●	
	・埋戻し材料の品質の確認	○		
型枠支保工	・型枠支保工の確認	○		
	・基準高の確認	○		
	・脱型及び支保工の適期の確認	○	◎	
鉄筋工	・鉄筋量及び配置組立の確認又は検査		○	◎ ●
	・ガス圧接状況及び強度の確認	○	●	
	・ガス圧接の形状寸法の確認	○	◎	
コンクリート工	・コンクリート打設状況の確認	○	●	
	・暑中・寒中及び水中コンクリート打設状況の確認	○		
	・施工継目及び養生の確認	○	●	
土工	・盛土における腐食土等有機物除去、段ぎり、伐開及び除根等の確認	○		
	・盛土材料の品質の確認	○		
	・盛土の敷均し及び転圧状況の確認	○		
	・切土工での土質変化点の確認		○	
	・長大法面の安定等の確認	○	◎	
	・残土処理場(指定)の着手前及び完了後の確認		○	

○：基本 ◎：重要、大規模 □：技術的に軽易 ●：低入札の場合

監督員段階確認及び検査員検査事項

(土木工事編)

一般施工	業 務 項 目	段 階 確 認		中 間 検 査
		受注者の責任において行う写真及び報告書等	監督員確認	検査員
一般構造物基礎工	・直接基礎の土質及び岩質の確認	○	◎	
	・碎石、栗石基礎の締固め、厚さ、長さ及び基準高の確認	○		
	・コンクリート基礎における寸法及び基準高の確認	□	○	
	・杭及び矢板材料の確認又は検査		○	◎ ●
	・試験打ちの状況等の確認		○	
	・杭及び矢板の打込み状況の確認	○	●	
	・杭及び矢板の打込み長さ、偏心及び基準高の確認又は検査		□	○
	・杭頭処理の状況の確認		○	
管（函）渠工	・直接基礎のとき土質及び基面清掃状況の確認	○		
	・埋戻し材料の確認	○		
	・材料の確認	○	◎ ●	
	・基礎の基準高及び基礎の確認	○	◎ ●	
	・管渠の基準高の確認	○	◎ ●	● (函渠)

○：基本 ◎：重要、大規模 □：技術的に輕易 ●：低入札の場合

監督員段階確認及び検査員検査事項

(土木工事編)

一般施工	業 務 項 目	段 階 確 認		中 間 検 査
		受注者の責任において 行う写真及び報告書等	監督員 確 認	検査員
下水道 管渠工	・シールドマシンの工場検査(1回のみ)			○
	・セントル型枠の確認(1回のみ)		○	
	・セグメントの材料確認		○	
	・矢板納入の確認	○		
	・薬注及び地盤改良材料検収		○	◎ ●
	・裏込注入状況の確認	○		
	・2次覆工前の清掃状況の確認	○		
	・2次覆工の巻厚の確認	○		
	・空状工鉄筋の確認	○		
	・場所打マンホールの出来高確認(全箇所)		○	
	・管伏設後、砂巻立状況の確認	○		
	・1次覆工の形状寸法及び出来形の検査			○
	・2次覆工の形状寸法及び出来形の検査			○
	・推進工の形状寸法及び出来形の検査			○
	・管布設の形状寸法及び出来形の確認又は検査		○	◎ ●
	・材料検査(管) 平成4年度より下水協会自主施工管理により検査一部省略可。協会がかわって検査を行う。			

○：基本 ◎：重要、大規模 □：技術的に軽易 ●：低入札の場合

監督員段階確認及び検査員検査事項

(土木工事編)

一般施工	業 務 項 目	段 階 確 認		中 間 検 査
		受注者の責任において 行う写真及び報告書等	監督員 確 認	検査員
石積(張) ブロック 積(張)	・積(張)石及びブロック材の品質の確認	○	◎	
	・裏込厚及び水抜工の確認	○	●	
擁壁	・枠工等の間詰材の品質の確認	○		
	・裏込厚及び水抜工の確認	○	●	
法覆工	・筋芝及び張芝材料の確認	○	●	
	・法面仕上げ及び清掃の確認	○		
	・間詰材の品質の確認	○		
種子、緑 化吹付工	・地質状況の確認	○	◎ ●	
	・法面仕上げ及び清掃の確認	○		
	・ラス張材料の確認	○		
	・ラス張等設置状況の確認		○	
	・散水養生の確認	○		
セメント 等吹付け 工	・地質状況の確認	○	◎ ●	
	・法面仕上げ及び清掃の確認	○		
	・モルタル等配合及び強度の確認	○		
	・ラス張材料の確認	○		
	・ラス張等の設置状況の確認		○	
アンカー 工	・削孔長の確認		○	
	・削孔位置の確認		○	
	・削孔方向の確認		○	
	・アンカーの引張(引抜)試験の実施 ※全本数の2%、ただし2本以上。 (●低入札の場合、全本数の4%ただし2本以上)			○ ●

○：基本 ◎：重要、大規模 □：技術的に軽易 ●：低入札の場合

監督員段階確認及び検査員検査事項

(土木工事編)

一般施工	業 務 項 目	段 階 確 認		中 間 検 査
		受注者の責任において行う写真及び報告書等	監督員確認	検査員
鉄線蛇籠 フトン籠 工	・床拵えの確認	○		
	・基準高の確認	○		
	・蛇籠及びフトン籠の品質の確認	○	●	
路体 路床	・盛土材、敷均し及び転圧等の確認	○		
	・路床材料及び転圧等の確認	○		
	・基準高の確認	○	◎ ●	
	・CBR等の確認	○	●	
下層路盤 上層路盤	・路盤材料の確認	○		
	・敷均し及び締固め状況の確認	○	●	
	・基準高、仕上がり厚及び幅等の確認又は検査		○	◎ ●
	・締固め度の確認	○		
アスファルト 基層 表層	・路盤面清掃等の確認	○		
	・タックコート、プライムコート及び舗設状況の確認	○		
	・切削補修の切削厚の確認	○	◎ ●	
	・基層の基準高、仕上り厚及び幅等の確認		○	
	・コアーの厚さの確認。(供用中の場合)		○ ●	
橋梁下部 工	・基準高の確認		○	
	・基礎地盤の確認又は検査		○	◎ ●
	・井筒及びケーソン等の検査			○
	・支間、径間及び沓位置等の確認又は検査		○	◎ ●
橋梁上部 工一般	・沓及び伸縮装置の据付確認		○	●
	・高欄の据付確認	○	◎ ●	

○：基本 ◎：重要、大規模 □：技術的に軽易 ●：低入札の場合

監督員段階確認及び検査員検査事項

(土木工事編)

一般施工	業 務 項 目	段 階 確 認		中 間 検 査
		受注者の責任において行う写真及び報告書等	監督員確認	検査員
PC橋 (PCスノーシェッド・キーパー・バリヤーを含む。)	・PCケーブルの配置組立等の確認又は検査		○	◎ ●
	・グラウト材料の配合及び強度の確認	○		
	・グラウト前後の状況確認	○		
	・運搬、仮置及び架設状況の確認	○		
	・緊張状況の確認	□	○	
	・プレキャスト桁(JIS桁)の工場検査		□	○
鋼 橋 (鋼 製 ス ノ ー シ ェ ッ ド を 含 む 。)	・原寸及び鋼材の品質形状の確認又は検査		○	◎ ●
	・溶接及び仮組立ての確認又は検査		○	◎ ●
	・高力ボルト等の締付けの確認		○	●
	・運搬、仮置及び架設状況の確認	○		
その他の橋梁	・重要性に応じてその都度分担を決める。			
塗装 新設	・工場での前処理状況の確認	○		
	・工場塗装膜厚の確認	○	◎ ●	
	・現場塗装の確認(中塗り)		○	●
	・工場及び現場塗装の充缶及び空き缶の確認	○	●	
塗装 塗替	・ケレンの確認又は検査		○	◎ ●
	・下塗厚及び中塗厚の確認		○	●
	・充缶及び空き缶の確認	○	●	

○：基本

◎：重要、大規模

□：技術的に軽易

●：低入札の場合

監督員段階確認及び検査員検査事項

(土木工事編)

一般施工	業 務 項 目	段 階 確 認		中 間 検 査
		受注者の責任において行う写真及び報告書等	監督員確認	検査員
トンネル (NATM)	・吹付コンクリートの配合及び強度の確認		○	
	・移動式型枠の仮組立検査(工場検査)			○
	・地質急変時の地質確認検査(支保パターンの変更を伴う場合及び補助工法が必要な場合)		○	
	・吹付コンクリート打設前の鋼支保工の確認	○	◎ ●	
	・吹付コンクリートの出来形の確認	○	◎ ●	
	・ロックボルトの確認	○	◎ ●	
	・計測A及び計測Bによるトンネル安全性の確認(覆工コンクリート打設前に行うこと)	○	◎ ●	
	・鋼支保工、吹付コンクリート、ロックボルト等の支保工完了の検査			○
	・防水工の確認	○	◎ ●	
	・覆工コンクリートの打設前の確認(移動式型枠設置時の確認)		○	
	・インバートコンクリート打設前の確認	○	◎ ●	
その他のトンネル	・NATMトンネルを参考として重要性に応じてその都度分担を決める。			
ボーリング及び井戸(調査ボーリングを除く。)	・掘進状況及び地質の確認		○	
	・ボーリング及び井戸の深さの検尺		○	
	・揚水試験の確認		○	
	・ベントナイト最終処理状況等の確認	○		

○：基本

◎：重要、大規模

□：技術的に軽易

●：低入札の場合

監督員段階確認及び検査員検査事項

(土木工事編)

一般施工	業 務 項 目	段 階 確 認		中 間 検 査
		受注者の責任において 行う写真及び 報告書等	監督員 確 認	検査員
築堤	・湧水力所の措置状況の確認		○	
水制 床止 根固工	・仕拵の確認	○		
	・寸法及び据付基準高の確認又は検査		○	◎ ●
樋門 樋管 水門	・樋門、樋管、水門の材料確認又は検査		○	◎ ●
	・寸法、据付基準高の検査		○	◎ ●
砂防	・地質状況及びダム基礎地盤の確認		○	
	・基礎地盤の仕上げ、清掃の確認		○	
	・ハイダムの基礎地盤の検査($H \geq 15m$)			○
	・堤体打継目の確認	○		
地すべり 工	・地質状況の確認	○	◎ ●	
	・集水井の掘削及び地質状況の確認	○		
	・集水井の基準高の確認		○	
	・ボーリングの検尺		○	
急傾斜工	・切取り面の状況の確認		○	
	・湧水処理の確認		○	

○：基本

◎：重要、大規模

□：技術的に軽易

●：低入札の場合

監督員段階確認及び検査員検査事項

(土木工事編)

一般施工	業 務 項 目	段 階 確 認		中 間 検 査
		受注者の責任において行う写真及び報告書等	監督員確認	検査員
海岸工事 基礎工	・材料確認(帆布、捨石等)		○	
	・床掘の確認	○	◎ ●	
	・帆布布設完了、捨石均し完了後、数断面について断面の全容が分かる水中写真を撮影	○		
	・捨石均し(荒均し、本均し)の確認又は検査		○	◎ ●
離岸堤 人工リーフ等	・異形ブロック、方塊等の製作完了確認又は検査		□	○
	・帆布布設完了、捨石均し完了後、数断面について断面の全容が分かる水中写真を撮影	○		
堤防 護岸	・コンクリート基礎の確認		○	
	・防砂板設置の確認	□	○	
	・裏込工(法、密度)の確認	○		
	・基礎碎石、捨コンクリートの確認	○	●	
	・異形ブロック製作完了確認又は検査		□	○

○：基本 ◎：重要、大規模 □：技術的に軽易 ●：低入札の場合

(別紙)

検査員検査及び監督員確認事項 (建築工事編)

- 1 本表の構成は、総括事項、一般施工、各施工の順となっている。
各工種に共通する事項については、総括事項及び一般施工で一括掲載しているので、必ず参照の上、実施するものとする。
- 2 検査員：中間検査 検査員による中間検査
監督員：確認 書類確認・立会い確認による確認（原則、立会い確認）
 - 書類確認 提出された資料に基づき、適否を判断する。
施工の各段階で提出される品質管理記録の内容について、確認を実施する。
「品質管理記録の書類確認」
 - 立会い確認 提出された資料に基づき、その場に臨み適否を判断する。
施工の各段階での材料・施工について、確認を実施する。
「目視・計測・試験等の立会い確認」
「品質管理記録の書類」
- ：技術的に軽易
 - ：基本（原則、監督員の立会い確認）
 - ☆：工事監理業務委託者が可能な確認
 - ◎：重要、大規模（重要建築物、避難指定場所等）
 - ：低入札の場合
- 品質管理記録：自主検査記録・計測記録・施工記録・工事写真・技量資格証明書・材料の認定書・材料搬入報告書・製品確認報告書・試験成績書・規格証明書等
- 3 「□：技術的に軽易」であっても、必要に応じて監督員の立会いによる確認を実施するものとする。
- 4 低入札の場合は、●対象項目について1回以上、監督員の段階確認又は検査員の中間検査を実施するものとする。
- 5 「工事監理業務」受注者が行う確認は、業務計画書で定める。

検査員検査及び監督員段階確認事項 (建築工事編)

総括事項	業 務 項 目	段階確認		中間検査
		受注者の責任 において行う 写真及び報告 書等	監督員 確 認	検査員
【1章】	・官公署その他への届出手続等		○	
	・実施工程表 (1.2.1)		○	
	・総合施工計画書		○	
	・工種別施工計画書		○	
	・施工図等	□	○ ☆	
	・現場発生品の処理	□	○ ☆	
	・材料	□	○ ☆	
	・極めて重要な工事材料 (※1)		○	●
	・施工	□	○ ☆	
	・重要な施工		○	●
	・隣地境界、丁張、基準となる仮設及び標識等の確認		○	
	・部分使用等 (出来映え、各種試験、動作確認など)		○	◎ ●
	・その他重要事項	特記による	特記による	

※1：既成品以外の工事材料等は工場検査

【 】内は標準仕様書の項目

□：技術的に軽易 ○：基本 ☆：工事監理業務受託者が可能な確認 ◎：重要、大規模

●：低入札の場合

検査員検査及び監督員段階確認事項 (建築工事編)

一般施工	項 目	段階確認		中間検査
		受注者の責任 において行う 写真及び報告 書等	監督員 確 認	検査員
土工事 【3章】	・山留めの管理（土圧、変形などの異常時）	□	○ ☆	
	・根切り底の状態、土質及び深さの確認	□	○ ☆	
	・排水状態	□ ○		
	・埋戻し及び盛土の締め固め（300mm）の確認	□ ○		
地業工事 【4章】	・材料の確認	□	○ ☆	
	・継手施工の確認		○ ☆	●
	・試験杭の打込み（打込工法）・建込み（セメントミルク工法等） ・打込位置		○	●
	・本杭の打込み（打込工法）・建込み（セメントミルク工法等）	□	○ ☆	●
	・杭の載荷試験（試験杭）		○	●
	・地盤の載荷試験		○ ☆	●
	・杭頭の処理	□	○ ☆	●
	・各種報告書	□	○ ☆	
	砂利、砂及び捨コンクリート地業 ・締め固め ・仕上りレベル	□	○ ☆	

□：技術的に軽易 ○：基本 ☆：工事監理業務受託者が可能な確認 ◎：重要、大規模

●：低入札の場合

検査員検査及び監督員段階確認事項 (建築工事編)

一般施工	項 目	段階確認		中間検査
		受注者の責任 において行う 写真及び報告 書等	監督員 確 認	検査員
鉄筋工事 【5章】	・材料（鉄筋）	□ ○		
	構造耐力上主要な部分（組立）	□	○ ☆	
	一般部（組立）	□ ○		
	・ガス圧接（外観・探傷試験）	□	○ ☆	
コンクリート 【6章】	試し練り ・供試体（28日圧縮強度） ・配合書など（6.4.1） ・コンクリート製造工場の確認	□ ○		
	・型枠組立	□ ○		
	・コンクリートの打込	□	○ ☆	
	・養生（温度・湿潤管理等）	□ ○		
	・圧縮強度試験	□ (公共試験場)	○ ☆ (公共試験場 ならば不要)	
	・コンクリートの試験成績書	□ ○		
	・せき板の存置期間	□ ○		
	・支柱の存置期間	□ ○		
	・型枠の取外し後、主要構造部の補修方法	□ ○		
	・主要構造部の補修後	□	○ ☆	

□：技術的に軽易 ○：基本 ☆：工事監理業務受託者が可能な確認 ◎：重要、大規模

●：低入札の場合

検査員検査及び監督員段階確認事項 (建築工事編)

一般施工	項 目	段階確認		中間検査
		受注者の責任 において行う 写真及び報告 書等	監督員 確 認	検査員
鉄骨工事 【7章】	・鉄骨製作工場 ・品質管理記録)		○ ☆	
	・工場溶接接合	○		
	・工場溶接検査	□	○ ☆	●
	・製品検査	□	○ ☆	
	・アンカーボルトの埋込み及び柱底均し	□	○ ☆	
	・建て方	□	○ ☆	
	・高力ボルト・トルシア形高力ボルト接合	□	○ ☆	
	・締付け検査	□	○ ☆	
	・現場溶接接合	□ ○		
	・現場溶接検査	□	○ ☆	●
	・耐火被覆	□	○ ☆	
コンクリート ブロック・ALCパ ネル・押出成 形セメント 板工事 (補強コン クリートブ ロック造) 【8章】 【2節】	・材料	□	○ ☆	
	・配筋	□ ○		
	・まぐさ、がりょう、スラブ他RC部分 (鉄筋、コンクリート工事に準ずる)	□	○ ☆	
	・ブロック積み	□ ○		
	・養生	□ ○		

□：技術的に軽易 ○：基本 ☆：工事監理業務受託者が可能な確認 ◎：重要、大規模

●：低入札の場合

検査員検査及び監督員段階確認事項 (建築工事編)

一般施工	項 目	段階確認		中間検査
		受注者の責任 において行う 写真及び報告 書等	監督員 確 認	検査員
コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事 (コンクリートブロック帳壁及び塀工事) 【8章】 【3節】	・材料	□	○ ☆	
	・配筋	□ ○		
	・ブロック積み	□ ○		
	・養生	□ ○		
コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事 (ALCパネル工事) 【8章】 【4節】	・材料	□	○ ☆	
	・外壁パネル工法	□ ○		
	・間仕切壁工法	□ ○		
	・屋根及び床パネル工法	□ ○		
	・パネルの取扱（溝掘り、孔あけ、開口部処理、養生等）	□ ○		
コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事 (押出成形セメント板工事) 【8章】 【5節】	・材料	□	○ ☆	
	・外壁パネル工法	□ ○		
	・間仕切壁工法	□ ○		
	・パネルの取扱（溝掘り、開口部処理）	□ ○		

□：技術的に軽易 ○：基本 ☆：工事監理業務受託者が可能な確認 ◎：重要、大規模

●：低入札の場合

検査員検査及び監督員段階確認事項 (建築工事編)

一般施工	項 目	段階確認		中間検査
		受注者の責任 において行う 写真及び報告 書等	監督員 確 認	検査員
防水工事 (アスファ ルト防水) 【9章】 【2節】	・ 防水層の施工 (適宜)		○ ☆	●
	・ 防水下地	□	○ ☆	
	・ プライマー塗り	□	○ ☆	
	・ アスファルト溶融	□ ○		
	・ アスファルト塗り	□	○ ☆	
	・ ルーフィング張り	□	○ ☆	
	・ 断熱材の張付け	□	○ ☆	
	・ 防水層の保護	□	○ ☆	
	・ 防水層押さえコンクリート打ち	□	○ ☆	
	・ 立上り押さえ	□	○ ☆	
防水工事 (改質アス ファルト防 水) 【9章】 【3節】	・ 防水層の施工 (適宜)	□	○ ☆	●
	・ 防水下地	□	○ ☆	
	・ 改質アスファルトシート	□	○ ☆	
	・ 仕上げ塗料	□ ○		

□：技術的に軽易 ○：基本 ☆：工事監理業務受託者が可能な確認 ◎：重要、大規模

●：低入札の場合

検査員検査及び監督員段階確認事項 (建築工事編)

一般施工	項 目	段階確認		中間検査
		受注者の責任 において行う 写真及び報告 書等	監督員 確 認	検査員
防水工事 (合成高分子系ルーフィングシート防水) 【9章】 【4節】	・防水層の施工 (適宜)	□	○ ☆	●
	・防水下地	□	○ ☆	
	・プライマー塗り	□	○ ☆	
	・ルーフィング	□	○ ☆	
	・仕上げ塗料	□ ○		
防水工事 (塗膜防水) 【9章】 【5節】	・防水層の施工 (適宜)	□	○ ☆	●
	・塗膜材塗布	□	○ ☆	
防水工事 (シーリング) 【9章】 【7節】	・材料	□	○ ☆	
	・下地	□ ○		
	・シーリング材の充填	□ ○		
	・検査	□	○ ☆	
石工事 【10章】	・製品検査	□	○ ☆	
	・工法 (共通)	□ ○		
	・工法 (花こう岩類)	□ ○		
	・内壁空積工法	□ ○		
	・乾式工法	□ ○		
	・工法 (敷石及び階段石)	□ ○		

□：技術的に軽易 ○：基本 ☆：工事監理業務受託者が可能な確認 ◎：重要、大規模

●：低入札の場合

検査員検査及び監督員段階確認事項 (建築工事編)

一般施工	項 目	段階確認		中間検査
		受注者の責任 において行う 写真及び報告 書等	監督員 確 認	検査員
タイル工 事 【11章】	・製品検査	□	○ ☆	
	・下地	□ ○		
	・陶磁器質タイル（床張り）	□ ○		
	・陶磁器質タイル（壁張り）	□ ○		
	・陶磁器質タイル（補修）	□ ○		
	・陶磁器質タイル型枠先付け	□ ○		
	・陶磁器質タイル型枠先付け（補修）	□ ○		
	・検査	□	○ ☆	●
木工事 【12章】	・材料	□	○ ☆	
	・防腐、防蟻、防虫処理処理	□ ○		
	・工法	□ ○		
屋根及び とい工事 (屋根工事) 【13章】	・材料	□	○ ☆	
	・工法（長尺亜鉛メッキ銅板葺）	□ ○		
	・工法（折板葺）	□ ○		
屋根及び とい工事 (粘土瓦) 【13章】 【4節】	・工法（粘土瓦）	□ ○		

□：技術的に軽易 ○：基本 ☆：工事監理業務受託者が可能な確認 ◎：重要、大規模

●：低入札の場合

検査員検査及び監督員段階確認事項 (建築工事編)

一般施工	項 目	段階確認		中間検査
		受注者の責任 において行う 写真及び報告 書等	監督員 確 認	検査員
屋根及び とい工事 (とい) 【13章】 【5節】	・材料	□	○ ☆	
	・工法 (とい)	□ ○		
	・工法 (ルーフドレン)	□ ○		
	・清掃及び試験	□ ○		
金属工事 (軽量鉄骨天 井下地) 【14章】 【4節】	・組立	□ ○		
金属工事 (軽量鉄骨壁 下地) 【14章】 【5節】	・組立	□ ○		
金属工事 (手すり及び タラップ) 【14章】 【8節】	・材料	□	○ ☆	
	・組立取付 (手すり)	□ ○		
	・組立取付 (タラップ)	□ ○		
金属工事 (金属成形板 張り) 【14章】 【6節】	・材料	□	○ ☆	
	・工法	□ ○		
金属工事 (アルミニウ ム製笠木) 【14章】 【7節】	・材料	□	○ ☆	
	・工法	□ ○		

□：技術的に軽易 ○：基本 ☆：工事監理業務受託者が可能な確認 ◎：重要、大規模

●：低入札の場合

検査員検査及び監督員段階確認事項 (建築工事編)

一般施工	項 目	段階確認		中間検査
		受注者の責任 において行う 写真及び報告 書等	監督員 確 認	検査員
左官工事 (モルタル 塗り) 【15章】 【2節】	・材料	☐ ○		
	・養生	☐ ○		
	・下地処理 (共通)	☐ ○		
	・壁 (下塗り、ラスこすり)	☐ ○		
	・壁 (むら直し)	☐ ○		
	・壁 (中塗り)	☐ ○		
	・壁 (上塗り)	☐ ○		
	・壁 (目地塗り)	☐ ○		
	・床塗り	☐ ○		
	・タイル張り下地の均しモルタル塗り	☐ ○		
	・防水モルタル塗り	☐ ○		

□：技術的に軽易 ○：基本 ☆：工事監理業務受託者が可能な確認 ◎：重要、大規模

●：低入札の場合

検査員検査及び監督員段階確認事項 (建築工事編)

一般施工	項 目	段階確認		中間検査
		受注者の責任 において行う 写真及び報告 書等	監督員 確 認	検査員
左官工事 (仕上塗材 仕上げ) 【15章】 【5節】	・材料	☐ ○		
	・養生	☐ ○		
	・下地処理	☐ ○		
	・下地調整	☐ ○		
	・工法 (外装薄塗材Si及び可とう形外装薄塗材Si)	☐ ○		
	・工法 (外装薄塗材E及び可とう形外装薄塗材E)	☐ ○		
	・工法 (防水形外装薄塗材E)	☐ ○		
	・工法 (外装薄塗材S)	☐ ○		
	・工法 (内装薄塗材C及び内装薄塗材L)	☐ ○		
	・工法 (内装薄塗材Si及び内装薄塗材E)	☐ ○		
	・工法 (内装薄塗材W)	☐ ○		
	・工法 (外装厚塗材C)	☐ ○		
	・工法 (外装厚塗材Si及び外装厚塗材E)	☐ ○		
	・工法 (内装厚塗材C)	☐ ○		
	・工法 (内装厚塗材L及び内装厚塗材G)	☐ ○		
	・工法 (内装厚塗材Si及び内装厚塗材E)	☐ ○		

☐ : 技術的に軽易 ○ : 基本 ☆ : 工事監理業務受託者が可能な確認 ◎ : 重要、大規模

● : 低入札の場合

検査員検査及び監督員段階確認事項 (建築工事編)

一般施工	項 目	段階確認		中間検査
		受注者の責任 において行う 写真及び報告 書等	監督員 確 認	検査員
左官工事 (仕上塗材 仕上げ) 【15章】 【5節】	・ 工法 (複層塗材CE及び複層塗材RE)	☐ ○		
	・ 工法 (複層塗材Si及び複層塗材E)	☐ ○		
	・ 工法 (可とう形複層塗材CE)	☐ ○		
	・ 工法 (防水形複層塗材CE及び防水形複層塗材RE)	☐ ○		
	・ 工法 (防水形複層塗材E)	☐ ○		
	・ 工法 (防水形複層塗材RS)	☐ ○		
	・ 工法 (軽量骨材仕上塗材)	☐ ○		
	・ 工法 (マスキング塗材塗り)	☐ ○		
左官工事 (せっこう プラスター 塗り) 【15章】 【7節】	・ 材料	☐ ○		
	・ 工法	☐ ○		
左官工事 (ロックウ ール吹付け) 【15章】 【8節】	・ 材料	☐ ○		
	・ 施工	☐ ○		

□：技術的に軽易 ○：基本 ☆：工事監理業務受託者が可能な確認 ◎：重要、大規模

●：低入札の場合

検査員検査及び監督員段階確認事項 (建築工事編)

一般施工	項 目	段階確認		中間検査
		受注者の責任 において行う 写真及び報告 書等	監督員 確 認	検査員
建具工事 (アルミニ ウム製建具) 【16章】 【2節】	・製品検査	□	○ ☆	
	・モルタル詰め	□ ○		
	・シーリング			
	・取付け調整等	□ ○		
	・ガラスの取付け	□ ○		
建具工事 (樹脂製建 具) 【16章】 【3節】	・製品検査	□	○ ☆	
	・モルタル詰め	□ ○		
	・取付け調整等	□ ○		
	・ガラスの取付け	□ ○		
建具工事 (鋼製建具) 【16章】 【4節】	・製品検査	□	○ ☆	
	・モルタル詰め	□ ○		
	・取付け調整等	□ ○		
	・ガラスの取付け	□ ○		
建具工事 (鋼製軽量 建具) 【16章】 【4節】	・製品検査	□	○ ☆	
	・取付け調整等	□ ○		
建具工事 (ステンレ ス製建具) 【16章】 【6節】	・製品検査	□	○ ☆	
	・取付け調整等	□ ○		

□：技術的に軽易 ○：基本 ☆：工事監理業務受託者が可能な確認 ◎：重要、大規模

●：低入札の場合

検査員検査及び監督員段階確認事項 (建築工事編)

一般施工	項 目	段階確認		中間検査
		受注者の責任 において行う 写真及び報告 書等	監督員 確 認	検査員
建具工事 (木製建具) 【16章】 【7節】	・製品検査	□	○ ☆	
建具工事 (建具用金 具) 【16章】 【8節】	・材料	□ ○		
建具工事 (自動ドア) 【16章】 【9節】	・製品検査		○ ☆	
	・取付け検査	□ ○		
建具工事 (自閉式上 吊り引戸装 置) 【16章】 【10節】	・製品検査		○ ☆	
	・取付調整	□ ○		
建具工事 (重量シ ャッター) 【16章】 【11節】	・製品検査		○ ☆	
	・取付け検査	□ ○		
建具工事 (軽量シ ャッター) 【16章】 【12節】	・製品検査		○ ☆	
	・取付け検査	□ ○		
カーテン ウォール 工事 【17章】	・材料		○ ☆	
	・取付け調整等	□ ○		

□：技術的に軽易 ○：基本 ☆：工事監理業務受託者が可能な確認 ◎：重要、大規模

●：低入札の場合

検査員検査及び監督員段階確認事項 (建築工事編)

一般施工	項 目	段階確認		中間検査
		受注者の責任 において行う 写真及び報告 書等	監督員 確 認	検査員
塗装工事 (木部) 【18章】	・材料	☐ ○		
	・素地ごしらえ	☐ ○		
	・塗り施工	☐ ○		
塗装工事 (鉄鋼面及 び亜鉛めっ き鋼面)	・材料	☐ ○		
	・素地ごしらえ	☐ ○		
	・塗り施工	☐ ○		
塗装工事 (モルタル 及びプラス ター面・コン クリート及 びALCパ ネル面)	・材料	☐ ○		
	・素地ごしらえ	☐ ○		
	・塗り施工	☐ ○		
塗装工事 (せっこう ボード及び その他のボ ード面)	・材料	☐ ○		
	・素地ごしらえ	☐ ○		
	・塗り施工	☐ ○		

☐ : 技術的に軽易 ○ : 基本 ☆ : 工事監理業務受託者が可能な確認 ◎ : 重要、大規模

● : 低入札の場合

検査員検査及び監督員段階確認事項 (建築工事編)

一般施工	項 目	段階確認		中間検査
		受注者の責任 において行う 写真及び報告 書等	監督員 確 認	検査員
内装工事 (ビニル床シ ート張り・ビ ニル床タイル 張り・ゴム床 タイル張り) 【19章】 【2節】	・材料	☐ ○		
	・下地	☐ ○		
	・施工	☐ ○		
内装工事 (合成樹脂塗 床) 【19章】 【4節】	・材料	☐ ○		
	・下地	☐ ○		
	・施工	☐ ○		
内装工事 (せっこうボ ード・その他 のボード張 り・合板張り) 【19章】 【7節】	・材料	☐ ○		
	・下地	☐ ○		
	・施工	☐ ○		
内装工事 (フローリン グ張り) 【19章】 【5節】	・材料	☐ ○		
	・下地	☐ ○		
	・施工	☐ ○		
内装工事 (壁紙張り) 【19章】 【8節】	・材料	☐ ○		
	・下地	☐ ○		
	・施工	☐ ○		
内装工事 (畳敷き) 【19章】 【6節】	・材料	☐ ○		
	・施工	☐ ○		

☐ : 技術的に軽易 ○ : 基本 ☆ : 工事監理業務受託者が可能な確認 ◎ : 重要、大規模
 ● : 低入札の場合

検査員検査及び監督員段階確認事項 (建築工事編)

一般施工	項 目	段階確認		中間検査
		受注者の責任 において行う 写真及び報告 書等	監督員 確 認	検査員
内装工事 (カーペッ ト敷き) 【19章】 【3節】	・材料 (一般)	☐ ○		
	・材料 (織じゅうたん)	☐ ○		
	・材料 (タフテッドカーペット)	☐ ○		
	・材料 (ニードルパンチカーペット)	☐ ○		
	・材料 (タイルカーペット)	☐ ○		
	・下地	☐ ○		
	・施工 (織じゅうたん)	☐ ○		
	・施工 (タフテッドカーペット)	☐ ○		
	・施工 (ニードルパンチカーペット)	☐ ○		
	・施工 (タイルカーペット)	☐ ○		
内装工事 (断熱・防 露) 【19章】 【9節】	・材料 (一般)	☐	○ ☆	
	・材料 (断熱材打込み)	☐	○ ☆	
	・材料 (断熱材現場発泡)	☐	○ ☆	
	・施工 (断熱材打込み)	☐ ○		
	・施工	☐ ○		
	・現場発泡厚確認	☐ ○	○ ☆	
ユニット 及びその 他工事 【20章】	・材料	☐	○ ☆	
	・工法	☐ ○		
	・養生	☐ ○		

□：技術的に軽易 ○：基本 ☆：工事監理業務受託者が可能な確認 ◎：重要、大規模

●：低入札の場合

検査員検査及び監督員段階確認事項 (建築工事編)

一般施工	項 目	段階確認		中間検査
		受注者の責任 において行う 写真及び報告 書等	監督員 確 認	検査員
排水工事 【21章】	・材料	□	○ ☆	
	・工法	□ ○		
	・試験	□ ○		
	・養生	□ ○		
舗装工事 (路床) 【22章】 【2節】	・材料	□ ○		
	・工法	□ ○		
	・発生土	□ ○		
	・試験 (CBR、締め固め度、砂の粒度)	□ ○		
舗装工事 (路盤) 【22章】 【3節】	・材料	□ ○		
	・工法	□ ○		
	・試験 (厚さ、締め固め度)		○ ☆	
舗装工事 (アスファ ルト舗装) 【22章】 【4節】	・材料	□ ○		
	・工法	□ ○		
	・試験 (試験練り、締め固め度、厚さ、平坦性)	□ ○		
	・養生 (解放温度50℃以下)	□ ○		

□：技術的に軽易 ○：基本 ☆：工事監理業務受託者が可能な確認 ◎：重要、大規模

●：低入札の場合

検査員検査及び監督員段階確認事項 (建築工事編)

一般施工	項 目	段階確認		中間検査
		受注者の責任 において行う 写真及び報告 書等	監督員 確 認	検査員
舗装工事 (コンクリート舗装) 【22章】 【5節】	・材料	☐ ○		
	・工法	☐ ○		
	・試験 (厚さ、平坦性)	☐ ○		
	・養生	☐ ○		
舗装工事 (透水性舗装・排水性舗装) 【22章】 【7節】	・材料	☐ ○		
	・工法	☐ ○		
	・試験 (試験練り、締め固め度、厚さ、平坦性)	☐ ○		
	・養生	☐ ○		
舗装工事 (ブロック系舗装・砂利敷き) 【22章】 【8節】	・材料	☐	○ ☆	
	・工法	☐ ○		
	・試験 (平坦性)	☐ ○		
植栽及び 屋上緑化 工事 【23章】	・材料	☐	○ ☆	
	・工法	☐ ○		
	・確認	☐ ○		
	・養生	☐ ○		
	・枯補償 (処理)	☐ ○		

□：技術的に軽易 ○：基本 ☆：工事監理業務受託者が可能な確認 ◎：重要、大規模

●：低入札の場合

検査員検査及び監督員確認事項 (機械設備工事編)

- 1 本表の構成は、総括事項、一般施工、各施工の順となっている。
各工種に共通する事項については、総括事項及び一般施工で一括掲載しているので、必ず参照の上、実施するものとする。
- 2 検査員：中間検査 検査員による中間検査
監督員：確認 書類確認・立会い確認による確認（原則、立会い確認）
 - 書類確認 提出された資料に基づき、適否を判断する。
施工の各段階で提出される品質管理記録の内容について、確認を実施する。
「品質管理記録の書類確認」
 - 立会い確認 提出された資料に基づき、その場に臨み適否を判断する。
施工の各段階での材料・施工について、確認を実施する。
「目視・計測・試験等の立会い確認」
「品質管理記録の書類」
- ：技術的に軽易
 - ：基本（原則、監督員の立会い確認）
 - ☆：工事監理業務受託者が可能な確認
 - ◎：重要、大規模（重要建築物、避難指定場所等）
 - ：低入札の場合
- 品質管理記録：自主検査記録・計測記録・施工記録・工事写真・技量資格証明書・材料の認定書・材料搬入報告書・製品確認報告書・試験成績書・規格証明書等
- 3 「□：技術的に軽易」であっても、必要に応じて監督員の立会いによる確認を実施するものとする。
- 4 低入札の場合は、●対象項目について1回以上、監督員の段階確認又は検査員の中間検査を実施するものとする。
- 5 「工事監理業務」受注者が行う確認は、業務計画書で定める。

検査員検査及び監督員段階確認事項 (機械設備工事編)

総括事項	項 目	段階確認		中間検査
		受注者の責任 において行う 写真及び報告 書等	監督員 確 認	検査員
【第1編】	・官公署その他への届出手続等	□		
	・実施工程表	□	○ ☆	
	・総合施工計画書、工種別施工計画書、施工要領書		○ ☆	
	・製作図及び見本		○ ☆	
	・施工図等	□	○ ☆	
	・現場発生品の処理状況	□		
	・材料	□	○ ☆	
	・極めて重要な工事材料（主要機器など）（※1）		○ ☆	●
	・施工	□	○ ☆	
	・重要な施工（不可視部、主要機器の据付など）		○ ☆	●
	・部分使用等 （出来映え、各種試験、動作確認など）		○ ☆	◎ ●
	・その他重要事項	□	○ ☆	

※1：既成品以外の工事材料等は工場検査

【 】内は標準仕様書の項目

□：技術的に軽易 ○：基本 ☆：工事監理業務受託者が可能な確認 ◎：重要、大規模
●：低入札の場合

検査員検査及び監督員段階確認事項 (給排水衛生設備工事編)

一般施工	項 目	段階確認		中間検査
		受注者の責任 において行う 写真及び報告 書等	監督員 確 認	検査員
配管 (一般) 【第2編】	・ 材料の確認 (管の材質、口径)	☐		
	・ スリーブ及びインサートの取付け ・ 勾配、支持間隔、支持固定及び振れ止め方法 ・ 防火区画貫通処理、防水層貫通処理 ・ 埋設部の防食	☐	○ ☆	
	・ 管加工、接合方法 (ねじの仕上り、フランジ、溶接状態)	☐		
屋内配管 (給水・給湯・ガス・ 消火配管等) 【第2編】	・ 弁、管端防食継手、フレキシブルジョイント、空気抜き、ドレン抜き、取外し継手 ・ 伸縮継手の膨張、収縮計算 ・ 消火器具、衛生器具類、ガス器具類等の位置 ・ 計測機器の取付け状態の確認	☐		
	・ 絶縁継手・支持	☐	○ ☆	
	・ 試験 (水圧試験)	☐	○ ☆	
屋外配管 (給水・給湯・ガス・ 消火配管等) 【第2編】	・ 管の埋設深さ ・ 管の不等沈下に対する処置 ・ 量水器、弁柵等の位置、深さ、仕上り	☐	○ ☆	
	・ 埋め戻し及び締め固め ・ 地中埋設標及び埋設テープの位置 ・ 残土処理の方法	☐		
	・ 試験 (水圧、漏洩試験)	☐	○ ☆	
屋内配管 (排水・通気配管等) 【第2編】	・ 排水金具、通気金具の位置 ・ 配管の合流 ・ 通気管の取出し位置、接続高さ ・ 衛生器具類の取付位置 ・ 間接排水の排水口空間	☐		
	・ 試験 (満水試験、煙試験)	☐	○ ☆	
屋外配管 (排水・通気配管等) 【第2編】	・ 弁柵等の位置、深さ、仕上り	☐		
	・ 埋め戻し及び締め固め ・ 管の埋設深さ	☐	○ ☆	
	・ 試験 (満水、煙、通水試験)	☐	○ ☆	

□：技術的に軽易 ○：基本 ☆：工事監理業務受託者が可能な確認 ◎：重要、大規模

●：低入札の場合

検査員検査及び監督員段階確認事項 (給排水衛生設備工事編)

一般施工	項 目	段階確認		中間検査
		受注者の責任 において行う 写真及び報告 書等	監督員 確 認	検査員
機器類の据 付け(共通)	・材料の確認 【第1編】	☐	○ ☆	
	・コンクリート基礎 【第5編 第2章】	☐	○ ☆	
機 器 類 の 据 付 け (衛 生 器 具) 【第5編】	・衛生器具	☐	○ ☆	
	・衛生器具の吐水量の調整 ・ボールタップの作動状態の点検	☐		
機 器 類 の 据 付 け (タ ン ク) 【第5編】	・タンク	☐	○ ☆	
	・タンク類の制御装置の動作確認	☐		
機 器 類 の 据 付 け (ポ ン プ) 【第5編】	・ポンプ類	☐	○ ☆	
	・ポンプ類の水量、揚程（電流値、揚程の確認） ・軸受温度の点検、運転状態、制御装置の動作確認	☐		
機 器 類 の 据 付 け (温 水 発 生 機 等) 【第5編】	・温水発生機等	☐	○ ☆	
	・湯沸器及び温水発生機等の制御装置の動作確認（連 動機器の作動状態）	☐		
	・ガス湯沸器	☐	○ ☆	
	・ガスの漏洩確認、点火確認	☐		
機 器 類 の 据 付 け (消 火 機 器) 【第5編】	・消火機器（消火栓、スプリンクラー）	☐	○ ☆	
	・ポンプ類の水量、揚程（電流値、揚程の確認） ・軸受温度の点検、運転状態、制御装置の動作確認 ・屋内、屋外消火栓の放水試験 ・スプリンクラー消火装置の作動試験、放水試験 ・不活性ガス、粉末消火装置の作動試験及び音響警報 試験、放出試験 ・泡消火装置の作動試験、放出試験	☐		

□：技術的に軽易 ○：基本 ☆：工事監理業務受託者が可能な確認 ◎：重要、大規模

●：低入札の場合

検査員検査及び監督員段階確認事項 (給排水衛生設備工事編)

一般施工	項 目	段階確認		中間検査
		受注者の責任 において行う 写真及び報告 書等	監督員 確 認	検査員
機器類の 据付け (厨房機器) 【第5編】	・ 厨房機器	☐	○ ☆	
機器類の 据付け (浄化槽) 【第8編】	・ 浄化槽	☐	○ ☆	
	・ 試験（総合試運転） ・ 機器類の水量及び温度の調整 ・ 制御装置の動作確認 ・ 運転状態の測定（水量、水温、圧力、電流値など）	☐		
保温 【第2編】	・ 材料の確認（保温材種別、厚）	☐		
	・ 保温材の合せ目、継目 ・ 鉄線巻き、テープ巻 ・ 金属板外装のはぜ掛け等仕上げ ・ 屋外金属板外装のシール ・ 金属板外装の機器、弁類等の操作上の機能 ・ 床貫通部の保温材の保護 ・ 保温見切り端部の保護 ・ 菊座、バンドの取付け	☐		
	・ 防火区画貫通処理	☐	○ ☆	
塗装 【第2編】	・ 材料の確認	☐		
	・ 下地処理、防錆、塗装回数	☐		

□：技術的に軽易 ○：基本 ☆：工事監理業務受託者が可能な確認 ◎：重要、大規模

●：低入札の場合

検査員検査及び監督員段階確認事項 (空気調和設備工事編)

一般施工	項 目	段階確認		中間検査
		受注者の責任 において行う 写真及び報告 書等	監督員 確 認	検査員
配管 (一般) 【第2編】	・材料の確認 (管の材質、口径)	☐		
	・管加工、接合方法 (ねじの仕上り、フランジ、溶接状態)	☐		
	・機器の位置、接続配管の位置、寸法			
	・勾配、支持間隔、支持固定及び振れ止め方法 ・防火区画貫通処理、防水層貫通処理 ・スリーブ及びインサートの取付け	☐	○ ☆	
配管 (冷 温 水・冷却水 配管) 【第2編】	・締付けトルク管理			
	・弁、伸縮継手、防振継手、フレキシブルジョイント	☐		
	・空気抜き、ドレン抜き、取外し継手の位置			
	・機器回りの配管方法、分岐配管方法 ・計測機器の取付け状態の確認 ・管座金の取付け			
	・調節 (水量)	☐		
	・試験 (水圧試験)	☐	○ ☆	
配管 (蒸 気 配 管) 【第2編】	・蒸気トラップ、弁、伸縮継手等の位置及び取付け			
	・蒸気コイル回り配管方法	☐		
	・配管分岐方法			
	・装置組立方法 ・管座金の取付け			
	・試験 (水圧試験)	☐	○ ☆	
配管 (油配管) 【第2編】	・弁、フレキシブルジョイントなどの材質、位置	☐		
	・点検口の位置、大きさ、仕上り			
	・埋設管	☐	○ ☆	
	・防食			
	・試験 (空気圧試験)	☐	○ ☆	
配管 (冷 媒 配 管) 【第2編】	・弁などの材質、位置			
	・管内清掃及び乾燥	☐		
	・冷媒封入量の記録			
	・試験 (気密試験)	☐	○ ☆	
配管 (空気管) 【第2編】	・試験 (空気圧試験)	☐	○ ☆	

□：技術的に軽易 ○：基本 ☆：工事監理業務受託者が可能な確認 ◎：重要、大規模

●：低入札の場合

検査員検査及び監督員段階確認事項 (空気調和設備工事編)

一般施工	項 目	段階確認		中間検査
		受注者の責任 において行う 写真及び報告 書等	監督員 確 認	検査員
配管、配線 (自動制御) 【第4編】	・他工事の配管等との間隔 ・ボックス類、接続配管の位置及び寸法 ・接地の位置、取付方法及び接地線の太さ ・電線の種類、識別、接続方法、養生、行先表示	☐		
	・管の支持間隔、固定方法 ・防火区画貫通処理	☐	○ ☆	
	・試験 (絶縁抵抗試験) ・試験 (動作試験)	☐	○ ☆	
ダクト 【第3編】	・材料の確認	☐		
	・箱入れ及びインサートの取付 【第2編】	☐	○ ☆	
	・工法 (アングル工法、コーナーボルト工法) ・製作 ・取り付け位置及び寸法 ・付属品の位置 ・ダクト付属品 (フレキシブルダクト、風量調整ダンパー、吹出口、 吸込口等、たわみ継手、排煙口及び手動操作箱、風 量測定口、定風量ユニット、変風量ユニット)	☐		
	・防火区画貫通処理 ・ダクト付属品 (防火ダンパー、防煙ダンパー等)	☐	○ ☆	

□：技術的に軽易 ○：基本 ☆：工事監理業務受託者が可能な確認 ◎：重要、大規模

●：低入札の場合

検査員検査及び監督員段階確認事項 (空気調和設備工事編)

一般施工	項 目	段階確認		中間検査
		受注者の責任 において行う 写真及び報告 書等	監督員 確 認	検査員
機器類の 据付 (共通) 【第3編】	・材料の確認	☐	○ ☆	
	・コンクリート基礎	☐		
	・基礎ボルト、固定ボルトの締付け状態	☐	○ ☆	
機器類の 据付 (ボイラー) 【第3編】	・ベースの組立 ・バーナー装置、付属品の取り付け状態 ・オイルサービスタンクとの保安距離の確認 ・関係法令の確認	☐		
	・水圧試験（現場組立式の場合）	☐	○ ☆	
機器類の 据付 (温風暖 房機) 【第3編】	・バーナー装置、付属品の取り付け状態	☐	○ ☆	
	・オイルサービスタンクとの保安距離の確認	☐		
機器類の 据付 (煙道) 【第3編】	・伸縮継手の位置 ・ばい煙濃度計、ばい塵量測定口、掃除口等の位置 ・可燃物との距離 ・通風抵抗計算	☐		
	・支持間隔 ・伸縮部、壁貫通部	☐	○ ☆	
機器類の 据付 (冷凍機) 【第3編】	・付属品の取付け状態 ・ストレーナ、圧力計、温度計、防振継手の取付け状態 ・関係法令の確認	☐		
機器類の 据付 (ハッケージ 型空気調 和機) 【第3編】	・防振材の種類と位置 ・転倒防止処置	☐	○ ☆	
	・冷媒管長さによる能力補正	☐		
機器類の 据付 (冷却塔) 【第3編】	・組立状態	☐	○ ☆	
	・フレキシブルジョイント、付属品の取付け状態	☐		

□：技術的に軽易 ○：基本 ☆：工事監理業務受託者が可能な確認 ◎：重要、大規模

●：低入札の場合

検査員検査及び監督員段階確認事項 (空気調和設備工事編)

一般施工	項 目	段階確認		中間検査
		受注者の責任 において行う 写真及び報告 書等	監督員 確 認	検査員
機器類の 据付 (空気調 和機) 【第3編】	・異常振動、異常音の確認	☐	○ ☆	
	・ドレントラップの取付け状態 ・圧力計、温度計の取付け状態 ・エアフィルターの取付け状態	☐		
機器類の 据付 (空気清 浄装置) 【第3編】	・ろ材の取付け状態	☐		
機器類の 据付 (全熱交 換器) 【第3編】	・各部の組立ボルトの締付け、取付け状態	☐	○ ☆	
機器類の 据付 (ファンコ イルユニ ット) 【第3編】	・取付け状態	☐	○ ☆	
	・吹出口接続ダクトの取付け状態	☐		
機器類の 据付 (放熱器) 【第3編】	・取付け状態	☐	○ ☆	
機器類の 据付 (送風機) 【第3編】	・転倒、脱落等の防止、耐震 ・異常振動、異常音の確認	☐	○ ☆	
	・ベルトの回転方向及び張りしろ	☐		
機器類の 据付 (ポンプ) 【第3編】	・異常振動、異常音の確認	☐	○ ☆	
	・付属品の取付け状態	☐		
機器類の 据付 (タンク及び ハッダー) 【第3編】	・付属品の取付状態 ・防錆処理の確認 ・関係法令の確認	☐		

□：技術的に軽易 ○：基本 ☆：工事監理業務受託者が可能な確認 ◎：重要、大規模

●：低入札の場合

検査員検査及び監督員段階確認事項 (空気調和設備工事編)

一般施工	項 目	段階確認		中間検査
		受注者の責任 において行う 写真及び報告 書等	監督員 確 認	検査員
機器類の 据付 (自動制御) 【第4編】	・機器、架台、盤類の据付状態	☐	○ ☆	
	・制御盤の接地	☐		
	・配線の行先表示	☐		
	・試験（絶縁抵抗試験） ・試験（動作試験）	☐	○ ☆	
保温 【第2編】	・材料の確認（保温材種別、厚）	☐		
	・保温材の合せ目、継目 ・鉄線巻き、テープ巻 ・金属板外装のはぜ掛け等仕上げ ・屋外金属板外装のシール ・金属板外装の機器、弁類等の操作上の機能 ・床貫通部の保温材の保護 ・保温見切り端部の保護 ・菊座、バンドの取付け ・ダクト用チャンバー類の内張り状態 （絶縁座金の使用）	☐		
	・防火区画貫通処理 ・ダクト支持、フランジ部の施工	☐	○ ☆	
塗装 【第2編】	・材料の確認	☐		
	・下地処理、防錆、塗装回数	☐		
総合調整	・機器類の水量、風量の調整 ・各系統別水量の調整 ・各室の風量の調整 ・運転状態の測定 （空気温湿度、水温、圧力、電流値など） ・自動制御装置の調整（制御、監視、記録、作動確認） ・室内環境状態の測定 （温湿度、気流、塵埃、騒音、室外空気の温湿度など） ・飲料水の水質の測定 ・試運転測定	☐		
	・機器、配線の試験（絶縁抵抗試験）	☐	○ ☆	

□：技術的に軽易 ○：基本 ☆：工事監理業務受託者が可能な確認 ◎：重要、大規模

●：低入札の場合

検査員検査及び監督員確認事項(電気設備工事編)

- 1 本表の構成は、総括事項、一般施工、各施工の順となっている。
各工種に共通する事項については、総括事項及び一般施工で一括掲載しているので、必ず参照の上、実施するものとする。
- 2 検査員：中間検査 検査員による中間検査
監督員：確認 書類確認・立会い確認による確認(原則、立会い確認)
書類確認 提出された資料に基づき、適否を判断する。
施工の各段階で提出される品質管理記録の内容について、確認を実施する。
「品質管理記録の書類確認」
立会い確認 提出された資料に基づき、その場に臨み適否を判断する。
施工の各段階での材料・施工について、確認を実施する。
「目視・計測・試験等の立会い確認」
「品質管理記録の書類」

□：技術的に軽易
○：基本(原則、監督員の立会い確認)
☆：工事監理業務受託者が可能な確認
◎：重要、大規模(重要建築物、避難指定場所等)
●：低入札の場合
品質管理記録：自主検査記録・計測記録・施工記録・工事写真・技量資格証明書・材料の認定書・材料搬入報告書・製品確認報告書・試験成績書・規格証明書等
- 3 「□：技術的に軽易」であっても、必要に応じて監督員の立会いによる確認を実施するものとする。
- 4 低入札の場合は、●対象項目について1回以上、監督員の段階確認又は検査員の中間検査を実施するものとする。
- 5 「工事監理業務」受注者が行う確認は、業務計画書で定める。

検査員検査及び監督員段階確認事項 (電気設備工事編)

総括事項	項 目	段階確認		中間検査
		受注者の責任 において行う 写真及び報告 書等	監督員 確 認	検査員
【第1編】	・官公署その他への届出手続等	□		
	・実施工程表	□	○ ☆	
	・総合施工計画書、工種別施工計画書、施工要領書		○ ☆	
	・製作図等		○ ☆	
	・施工図等	□	○ ☆	
	・現場発生品の処理状況	□		
	・材料	□	○ ☆	
	・極めて重要な工事材料（主要機器など）（※1）		○ ☆	●
	・施工	□	○ ☆	
	・重要な施工（不可視部、主要機器の据付など）		○ ☆	●
	・部分使用等 （出来映え、各種試験、動作確認など）		○ ☆	◎ ●
	・その他重要事項	□	○ ☆	

※1：既成品以外の工事材料等は工場検査

【 】内は標準仕様書の項目

□：技術的に軽易 ○：基本 ☆：工事監理業務受託者が可能な確認 ◎：重要、大規模

●：低入札の場合

検査員検査及び監督員段階確認事項 (電気設備工事編)

一般施工	項 目	段階確認		中間検査
		受注者の責任 において行う 写真及び報告 書等	監督員 確 認	検査員
配管 (一般) 【第1編】	・材料の確認	☐		
	・塗装	☐		
	・仮枠、スリーブなど	☐	○ ☆	
	・インサート、アンカーボルトなど	☐	○ ☆	
配管 (電力) 【第2編】 (通信) 【第6編】	・電線管（隠ぺい部）の布設	☐	○ ☆	
	・電線管（露出部）の布設	☐		
	・電線管の接続	☐		
	・位置ボックス等	☐		
	・プルボックス	☐		
	・電線管相互、水管、ガス管との離隔	☐	○ ☆	
	・発熱部との離隔	☐	○ ☆	
	・防火区画貫通処理	☐	○ ☆	
	・外壁貫通の管路	☐	○ ☆	
	・メタルラス張り等との絶縁	☐	○ ☆	
	・清掃、養生、その他	☐		
	・機器の取付け	☐	○ ☆	
	・ボンド（接地）（通信用配管は除く）	☐	○ ☆	
	・ダクト類の布設	☐	○ ☆	
	・ケーブルラックの布設	☐	○ ☆	

□：技術的に軽易 ○：基本 ☆：工事監理業務受託者が可能な確認 ◎：重要、大規模

●：低入札の場合

検査員検査及び監督員段階確認事項 (電気設備工事編)

一般施工	項 目	段階確認		中間検査
		受注者の責任 において行う 写真及び報告 書等	監督員 確 認	検査員
配線 (電力) 【第2編】 (通信) 【第6編】	・材料の確認	☐		
	・電線の布設（配線）	☐		
	・電線の布設（電線の接続）	☐		
	・電線の布設（電線接続部の絶縁）	☐		
	・電線の布設（電線と機器端子の接続）	☐		
	・電線の布設（ケーブル配線）	☐		
	・電線の布設（床上配線）	☐		
	・電線相互、水管、ガス管との離隔	☐	○ ☆	
	・発熱部との離隔	☐	○ ☆	
	・防火区画貫通処理	☐	○ ☆	
	・垂直管路内の電線類の支持	☐		
	・用途回路種別の表示	☐	○ ☆	
	・バスダクトの布設	☐		

□：技術的に軽易 ○：基本 ☆：工事監理業務受託者が可能な確認 ◎：重要、大規模

●：低入札の場合

検査員検査及び監督員段階確認事項 (電気設備工事編)

一般施工	項 目	段階確認		中間検査
		受注者の責任 において行う 写真及び報告 書等	監督員 確 認	検査員
機器取付け (電力) 【第2編】 (通信) 【第6編】	・ 材料の確認	☐		
	・ 機器の取付け (照明器具)	☐	○ ☆	
	・ 機器の取付け (盤類)	☐	○ ☆	
	・ 機器の取付け (配線器具)	☐	○ ☆	
	・ 機器の取付け (電熱装置)	☐	○ ☆	
	・ 機器の取付け (構内情報通信網装置)	☐	○ ☆	
	・ 機器の取付け (構内交換装置)	☐	○ ☆	
	・ 機器の取付け (情報表示装置)	☐	○ ☆	
	・ 機器の取付け (映像・音響装置)	☐	○ ☆	
	・ 機器の取付け (拡声装置)	☐	○ ☆	
	・ 機器の取付け (誘導支援装置)	☐	○ ☆	
	・ 機器の取付け (テレビ共同受信装置)	☐	○ ☆	
	・ 機器の取付け (テレビ電波障害防除)	☐	○ ☆	
	・ 機器の取付け (監視カメラ装置)	☐	○ ☆	
	・ 機器の取付け (駐車場管制装置)	☐	○ ☆	
	・ 機器の取付け (火災報知機装置)	☐	○ ☆	
	・ 機器の取付け (防火戸、防火、防煙ダンパ等装置)	☐	○ ☆	
	・ 機器の取付け (ガス漏れ警報装置)	☐	○ ☆	

☐：技術的に軽易
 ○：基本
 ☆：工事監理業務受託者が可能な確認
 ◎：重要、大規模

●：低入札の場合

検査員検査及び監督員段階確認事項 (電気設備工事編)

一般施工	項 目	段階確認		中間検査
		受注者の責任 において行う 写真及び報告 書等	監督員 確 認	検査員
機器取付け (電力) 【第2編】 (通信) 【第6編】	・試験 (絶縁抵抗試験)	☐	○ ☆	
	・試験 (絶縁耐力試験)	☐	○ ☆	
	・測定 (照度測定)	☐		
	・測定 (伝送品質測定)	☐		
	・試験 (構内情報通信網設備の試験)	☐		
	・試験 (構内交換設備の試験)	☐		
	・試験 (情報表示設備の試験)	☐		
	・試験 (映像・音響設備の試験)	☐		
	・試験 (テレビ共同受信設備の試験)	☐		
	・試験 (テレビ電波障害防除設備の試験)	☐		
	・試験 (監視カメラ設備の試験)	☐		
	・試験 (駐車場管制設備の試験)	☐		
	・試験 (防犯・入退室管理設備の試験)	☐		
	・試験 (自動閉鎖設備の試験)	☐		
	・試験 (総合動作、機能試験)	☐	○ ☆	

☐ : 技術的に軽易
 ○ : 基本
 ☆ : 工事監理業務受託者が可能な確認
 ◎ : 重要、大規模

● : 低入札の場合

検査員検査及び監督員段階確認事項 (電気設備工事編)

一般施工	項 目	段階確認		中間検査
		受注者の責任 において行う 写真及び報告 書等	監督員 確 認	検査員
接地 (電力) 【第2編】 (通信) 【第6編】	・ 材料の確認	☐	○ ☆	
	・ 接地の種別 (A, B, C, D種、機器)	☐		
	・ 接地の布設 (接地極)	☐	○ ☆	
	・ 接地の布設 (接地線)	☐	○ ☆	
	・ 接地極等の離隔	☐	○ ☆	
	・ 接地極支持物	☐		
	・ その他	☐		
	・ 接地極の位置表示	☐		
	・ 試験 (接地抵抗試験) 埋め戻し前	☐	○ ☆	
雷保護設備 【第2編】	・ 材料の確認	☐	○ ☆	
	・ 受雷部	☐	○ ☆	
	・ 引下げ導線・避雷導線	☐	○ ☆	
	・ 接地極	☐	○ ☆	
	・ 接地の施工	☐		

☐：技術的に輕易
 ○：基本
 ☆：工事監理業務受託者が可能な確認
 ◎：重要、大規模

●：低入札の場合

検査員検査及び監督員段階確認事項 (電気設備工事編)

一般施工	項 目	段階確認		中間検査
		受注者の責任 において行う 写真及び報告 書等	監督員 確 認	検査員
架空配線 (電力) 【第2編】 (通信) 【第6編】	・ 材料の確認	☐		
	・ 建柱及び装柱	☐		
	・ 架線及び変圧器	☐	○ ☆	
	・ 試験 (絶縁抵抗試験)	☐	○ ☆	
	・ 試験 (絶縁耐力試験)	☐	○ ☆	
	・ 試験 (接地抵抗試験)	☐	○ ☆	
地中配線 (電力) 【第2編】 (通信) 【第6編】	・ 材料の確認	☐		
	・ 管路等の布設 (掘削及び埋め戻し)	☐		
	・ 管路等の布設 (管)	☐	○ ☆	
	・ 管路等の布設 (マンホール・ハンドホール)	☐	○ ☆	
	・ 管路等の布設 (塗装)	☐		
	・ ケーブルの布設 (ケーブル)	☐		
	・ ケーブルの布設 (表示)	☐	○ ☆	
	・ 試験 (絶縁抵抗試験)	☐	○ ☆	
	・ 試験 (絶縁耐力試験)	☐	○ ☆	
	・ 試験 (接地抵抗試験)	☐	○ ☆	

☐ : 技術的に軽易 ○ : 基本 ☆ : 工事監理業務受託者が可能な確認 ◎ : 重要、大規模

● : 低入札の場合

検査員検査及び監督員段階確認事項 (電気設備工事編)

一般施工	項 目	段階確認		中間検査
		受注者の責任 において行う 写真及び報告 書等	監督員 確 認	検査員
受変電・ 静止形電源 ・発電設備	・材料の確認	☐	○ ☆	
	・基礎など	☐	○ ☆	
	・母線及び機器導体	☐		
	・ケーブル配線	☐		
	・配管配線	☐		
	・貫通部	☐	○ ☆	
	・接地	☐	○ ☆	
受変電設備 【第3編】	・配電盤など	☐	○ ☆	
	・絶縁監視装置	☐	○ ☆	
静止形電源 設備 【第4編】	・直流電源装置など（直流電源装置等の盤類）	☐	○ ☆	
	・直流電源装置など（架台式蓄電池）	☐	○ ☆	
発電設備 【第5編】	・発電機など（発電機及び原動機）	☐	○ ☆	
	・発電機など（地下貯油槽）	☐	○ ☆	
	・発電機など（燃料槽）	☐	○ ☆	
	・発電機など（空気圧縮機）	☐	○ ☆	
	・発電機など（空気槽）	☐	○ ☆	
	・発電機など（冷却塔）	☐	○ ☆	
	・発電機など（チェンブロック及び走行装置）	☐	○ ☆	
	・発電機など（太陽電池アレイ・接続箱）	☐	○ ☆	
	・発電機など（燃料電池発電装置）	☐	○ ☆	

□：技術的に軽易 ○：基本 ☆：工事監理業務受託者が可能な確認 ◎：重要、大規模

●：低入札の場合

検査員検査及び監督員段階確認事項 (電気設備工事編)

一般施工	項 目	段階確認		中間検査
		受注者の責任 において行う 写真及び報告 書等	監督員 確 認	検査員
発電設備 【第5編】	・ 発電設備配管（配管）	☐	○ ☆	
	・ 発電設備配管（燃料系統）	☐	○ ☆	
	・ 発電設備配管（水系統）	☐	○ ☆	
	・ 発電設備配管（空気系統）	☐	○ ☆	
	・ 発電設備配管（排気系統）	☐	○ ☆	
	・ 発電設備配管（機関への配管）	☐	○ ☆	
	・ 発電設備配管（塗装）	☐		
	・ 発電設備配管（その他）	☐	○ ☆	
受変電設備 【第3編】	・ 受変電設備工事の試験（外観試験）	☐	○ ☆	
	・ 受変電設備工事の試験（絶縁抵抗試験）	☐	○ ☆	
	・ 受変電設備工事の試験（耐電圧試験）	☐	○ ☆	
	・ 受変電設備工事の試験（継電器特性試験）	☐	○ ☆	
	・ 受変電設備工事の試験（総合動作試験）	☐	○ ☆	
	・ 受変電設備工事の試験（接地抵抗試験）	☐	○ ☆	
	・ 受変電設備工事の試験（漏れ電流試験）	☐	○ ☆	
静止形電源 設備 【第4編】	・ 静止形電源設備工事の試験（外観試験）	☐	○ ☆	
	・ 静止形電源設備工事の試験（絶縁抵抗試験）	☐	○ ☆	
	・ 静止形電源設備工事の試験（継電器特性試験）	☐	○ ☆	
	・ 静止形電源設備工事の試験（総合動作試験）	☐	○ ☆	

□：技術的に軽易 ○：基本 ☆：工事監理業務受託者が可能な確認 ◎：重要、大規模

●：低入札の場合

検査員検査及び監督員段階確認事項 (電気設備工事編)

一般施工	項 目	段階確認		中間検査
		受注者の責任 において行う 写真及び報告 書等	監督員 確 認	検査員
発電設備 【第5編】	・ 発電設備工事の試験（外観試験）	☐	○ ☆	
	・ 発電設備工事の試験（始動停止試験）	☐	○ ☆	
	・ 発電設備工事の試験（空気層充気試験）	☐	○ ☆	
	・ 発電設備工事の試験（充電設備容量試験）	☐	○ ☆	
	・ 発電設備工事の試験（負荷試験、燃料消費率試験）	☐		
	・ 発電設備工事の試験（振動試験）	☐		
	・ 発電設備工事の試験（保安装置及び継電器試験）	☐	○ ☆	
	・ 発電設備工事の試験（絶縁抵抗試験）	☐	○ ☆	
	・ 発電設備工事の試験（耐電圧試験）	☐	○ ☆	
	・ 発電設備工事の試験（接地抵抗試験）	☐	○ ☆	
	・ 発電設備工事の試験（燃料油、冷却水、始動空気系 各配管の圧力試験）	☐	○ ☆	
	・ 発電設備工事の測定（ばい煙測定）	☐		
	・ 発電設備工事の測定（騒音・振動測定）	☐		
	・ 発電設備工事の試験（構造試験）	☐	○ ☆	
	・ 発電設備工事の試験（性能試験）	☐	○ ☆	
	・ 発電設備工事の試験（機能試験）	☐	○ ☆	
	・ 発電設備工事の試験（環境保安試験）	☐	○ ☆	
	・ 発電設備工事の試験（排熱回収装置）	☐	○ ☆	

□：技術的に軽易 ○：基本 ☆：工事監理業務受託者が可能な確認 ◎：重要、大規模

●：低入札の場合

検査員検査及び監督員段階確認事項 (電気設備工事編)

一般施工	項 目	段階確認		中間検査
		受注者の責任 において行う 写真及び報告 書等	監督員 確 認	検査員
中央監視 制御設備 【第7編】	・ 材料の確認	☐	○ ☆	
	・ 機器の据付（機器の形式）	☐	○ ☆	
	・ 機器の据付（警報盤及び表示操作盤）	☐	○ ☆	
	・ 機器の据付（監視制御装置）	☐	○ ☆	
	・ 機器の据付（電源装置）	☐	○ ☆	
	・ 機器の据付（補助盤）	☐	○ ☆	
	・ 接地	☐		
	・ 塗装	☐		
	・ 配線（ケーブルの布設）	☐		
	・ 配線（ケーブルの緊縛）	☐		
	・ 配線（ふ線）	☐		
	・ 配線（信号伝送線）	☐		
	・ 配線（電池線、電源線）	☐		
	・ 試験（動作試験）	☐	○ ☆	
	・ 試験（絶縁抵抗試験）	☐	○ ☆	
	・ 試験（パケット送受信機能等の試験）	☐		
	・ 試験（光ファイバー伝送損失試験）	☐		

☐：技術的に軽易 ○：基本 ☆：工事監理業務受託者が可能な確認 ◎：重要、大規模

●：低入札の場合

検査員検査及び監督員段階確認事項 (電気設備工事編)

一般施工	項 目	段階確認		中間検査
		受注者の責任 において行う 写真及び報告 書等	監督員 確 認	検査員
医療関係 設備 【第8編】	・材料の確認	☐	○ ☆	
	・機器の取付け（非接地電源用分電盤）	☐	○ ☆	
	・機器の取付け（呼出装置）	☐	○ ☆	
	・試験（絶縁抵抗試験）	☐	○ ☆	
	・試験（機能試験等）	☐		

☐：技術的に軽易 ○：基本 ☆：工事監理業務受託者が可能な確認 ◎：重要、大規模

●：低入札の場合